

## 自動車事故の発生について

### 1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年9月1日(金)午後3時15分頃  
(天気 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区南烏山五丁目6番付近(交差点)
- (3) 相手方 乙( )
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)児童相談所職員は公用車を運転し、養育者宅の家庭訪問を終えて、千歳烏山駅の商店街通りに向かって走行していた。  
発生場所の信号機のない交差点に差しかかった甲が、右手から原動機付自転車で走行してきた乙に気づいてブレーキをかけたが間に合わず、公用車の前部が原動機付自転車の前輪に接触して乙が転倒した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし  
物損：庁用車バンパーに擦傷  
乙 人身：左足打撲  
物損：事故時に乗っていた原動機付自転車の側面に擦傷

### 2 事後の対応

- (1) 事故発生後、直ちに相手方の人身の安全を確認するとともに、警察への届出ならびに加入保険会社への報告を行った。
- (2) 乙が転倒によって足を痛めていることを確認したため、救急車を要請し、乙を医療機関に搬送、診察を受けた。
- (3) 乙に対しては、事故発生日当日に謝罪した。今後も誠意をもって対応し、示談による解決を進めていく。
- (4) 本件事故をふまえ、安全管理指導を行った。また、事故の再発防止を図るため、改めて安全運転についての啓発に取り組む。さらに、運転中は、同乗者も含め周辺に細心の注意を払うよう指導の徹底を図る。

# 位置図



# 現場説明図

